

介護保険料の 公費負担による軽減強化について

問 高齢福祉課 ☎(55)7116

所得段階区分第1段階から第3段階までの介護保険料を、次のように変更しました。

所得段階区分	保険料額(年額)	
	前	後
第1段階	27,600円	23,000円
	36,700円	29,100円
第2段階	39,700円	38,300円
第3段階		

なお、今年度7月17日付でお送りしている介護保険料決定通知書は、軽減後の金額で決定しています。届出などはありません。

水道メーターを取り替えます

問 水道課 ☎(55)7146

▼取替地区(佐織地区)

根高第一・第二・持中、見越、彦作、佐織台、東藤浪、下西、南町、栄町、新町、新栄

▼取替期間/8月9日(金)~30日(金)

▼工事業者/市指定の水道工事組合

▼料金/無料

※止水栓修理やメーター周辺の修理などが必要な場合、修理費は個人負担となります。この場合、取り替えを行う業者から事前に連絡します。

「子どもの人権110番」強化週間

問 名古屋法務局人権擁護部
☎(052)8111

学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待などの事案が数多く発生していることから、人権相談活動の強化を目的として、全国一斉「子どもの人権110番強化週間」を実施します。

▼実施期間/8月29日(木)~9月4日(水) 午前8時30分~午後7時(ただし、8月31日(土)・9月1日(日)は午前10時~午後5時)

▼相談担当者/法務局職員、人権擁護委員
子どもの人権110番(相談専用電話) ☎0120(07)110(通話料無料)

国民健康保険および後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します

問 保険年金課 ☎(55)7119

診療の際に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、窓口負担額が自己負担限度額(別表1・2参照)で収まります。

▼国民健康保険

▼持ち物

- ・国民健康保険被保険者証
- ・通知カードまたは個人番号カードなど(個人番号確認のため)
- ・免許証など本人確認ができる書類

※同居の世帯の方以外が代理で申請される場合は、委任状が必要です。

※愛西市国民健康保険以外の方は、それぞれの健康保険にお問い合わせください。

※以前交付を受けた方で引き続き8月からも必要な場合は、更新の手続きが必要ですが、更新の手続きは交付できません。

※70歳以上の方で別表2の「一般」ならびに「現役並み所得者Ⅲ」区分の場合は申請不要(高齢受給者証の負担区分に応じて限度額で収まります。)

▼後期高齢者医療

▼持ち物

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑(朱肉使用のもの)
- ・通知カードまたは個人番号カードなど(個人番号確認のため)

※被保険者本人以外が代理で申請される場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

※入院日数が申請月以前1年以内に90日を超える方は、領収証など入院日数が確認できるものも持参してください。

※既に交付を受けている方で今年度も同区分に該当する方には、新しい有効期限の「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を送付しますので、更新手続き不要です。

※別表2の「一般」ならびに「現役並み所得者Ⅲ」区分の場合は申請不要(被保険者証の負担区分に応じて限度額で収まります。)

別表1【国民健康保険(70歳未満)の自己負担限度額】

所得要件	3回目まで	4回目以降
901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円~901万円 以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円~600万円 以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

注1 所得区分は、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除(33万円)後の総所得金額です。
注2 4回目以降は、過去12か月の間に一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回です。

別表2【国民健康保険(70歳から74歳)および後期高齢者医療保険の自己負担限度額】

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合140,100円)		
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合93,000円)		
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合44,400円)		
一般	18,000円	57,600円 (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合44,400円)	
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円